

第86期中 中間連結貸借対照表

(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	48,675	預金	2,202,942
コールローン及び買入手形	100,000	コールマネー及び売渡手形	1,731
買入金銭債権	1,288	債券貸借取引受入担保金	316,278
商品有価証券	1	借 用 金	27,733
金銭の信託	33,510	外 国 為 替	121
有価証券	900,136	社 債	39,400
貸出金	1,515,564	新株予約権付社債	5,342
外国為替	1,876	その他負債	38,523
その他資産	78,479	退職給付引当金	507
有形固定資産	23,184	役員退職慰労引当金	227
無形固定資産	3,996	負 の の れ ん	8
繰延税金資産	26,458	支 払 承 諾	30,984
支払承諾	30,984	負債の部合計	2,663,800
貸倒引当金	17,832	(純資産の部)	
		資 本 金	49,365
		資 本 剰 余 金	33,127
		利 益 剰 余 金	22,191
		自 己 株 式	181
		株 主 資 本 合 計	104,502
		その他有価証券評価差額金	22,942
		繰延ヘッジ損益	46
		評価・換算差額等合計	22,989
		少 数 株 主 持 分	1,008
		純資産の部合計	82,521
資産の部合計	2,746,321	負債及び純資産の部合計	2,746,321

注1. 中間連結計算書類の作成方針は以下のとおりであります。
 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等	4社
池銀総合保証株式会社	
株式会社 ジェーアイ	
池銀リース株式会社	
池銀キャピタル株式会社	
非連結の子会社及び子法人等	15社
池田ビジネスサービス株式会社	
ハイ・ブレーション株式会社	
池銀投資顧問株式会社	
池銀オフィスサービス株式会社	
株式会社 ディーアイ	
株式会社 ブイアイ	
池田モーゲージサービス株式会社	
アイエスエフ投資事業組合	
池銀キャピタルニュービジネスファンド1号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタルニュービジネスファンド2号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンド1号投資事業組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンド2号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンドKGI投資事業組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンドD・I投資事業組合	

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等	0社
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等	16社
池田ビジネスサービス株式会社	
ハイ・ブレーション株式会社	
池銀投資顧問株式会社	
池銀オフィスサービス株式会社	
株式会社 ディーアイ	
株式会社 ブイアイ	
池田モーゲージサービス株式会社	
アイエスエフ投資事業組合	
池銀キャピタルニュービジネスファンド1号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタルニュービジネスファンド2号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンド1号投資事業組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンド2号投資事業有限責任組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンドKGI投資事業組合	
池銀キャピタル夢仕込ファンドD・I投資事業組合	
株式会社 自然総研	

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 4社

(4) 負ののれんの償却に関する事項

- 負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
2. 当行の中間連結貸借対照表は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 4. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 5. 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 6. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 7. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 8. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
動 産	2年～15年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

- また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は28百万円、中間純利益は16百万円減少しております。
9. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 10. 当行の外貨建の資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 11. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,521百万円であります。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（7,392百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当中間連結会計期間末支給見積額を計上しております。

なお、役員退職慰労引当金は、従来、支出時の費用として処理してまいりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日監査・保証実務委員会報告第42号）を適用し、内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

従って、前中間連結会計期間は従来の方によっており、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間連結会計期間の経常純利益は21百万円、税金等調整前中間純利益及び中間純利益は208百万円多く計上されております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

17. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）

5,597百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額

18,199百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額

245百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,862百万円、延滞債権額は24,217百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は393百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27,706百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は54,179百万円であります。

なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,484百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 341,082百万円

その他資産 823百万円

未経過リース債権 6,256百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,385百万円

債券貸借取引受入担保金 316,278百万円

借入金 5,844百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券24,206百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は456百万円、保証金は4,556百万円及びデリバティブ取引担保金は1,100百万円であります。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

27. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。

28. 新株予約権付社債は、劣後特約付無担保新株予約権付社債であります。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,930百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ1,860百万円減少します。

30. 1株当たりの純資産額 3,147円85銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	54,699	60,597	5,898
債券	349,039	339,067	9,971
国債	309,967	300,005	9,962
地方債	6,727	6,736	8
社債	32,344	32,326	18
その他	519,215	487,294	31,921
合計	922,954	886,959	35,994

なお、上記の評価差額に繰延税金資産13,066百万円を加えた額 22,928百万円のうち少数株主持分相当額14百万円を控除した額 22,942百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、696百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%以上下落した場合としております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,917
非上場社債	2,027
外国証券	2
投資事業組合出資金	3,641

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、324,609百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35. 連結自己資本比率（国内基準） 10.74%